

瑞穂区マスコットキャラクター「みずほっぺ」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞穂区マスコットキャラクター「みずほっぺ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(利用手続き)

第2条 着ぐるみを借用しようとする者（以下「借用者」という。）は、あらかじめ瑞穂区マスコットキャラクター「みずほっぺ」着ぐるみ借用書（第1号様式）を、借用開始日の2週間前までに名古屋市瑞穂区長（以下「管理者」という。）へ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 ただし、名古屋市瑞穂区役所が主催又は共催事業などで使用する場合又は修繕等で使用できない期間を除く。
- 3 借用の申し込みは、借用開始日の3カ月前から先着順に受け付ける。電話、FAX、ハガキ又は電子メールによる申し込みがあった場合は、これを仮予約とし、仮予約を受け付けた日から3日後の17時15分までに郵送、FAX、電子メール、又は持参で借用書の提出をしなければならない。3日後が区役所閉庁日の場合は、当該閉庁日直後の開庁日の17時15分とする。
- 4 着ぐるみの貸出期間は2日以内とする。
- 5 着ぐるみの引渡しは使用日の前開庁日の午後とし、返却は使用日の翌開庁日午前とする。
- 6 本条前各項において、管理者が認める場合は、この限りでない。

(貸出承認基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出を承認しないことができる。

- (1) 名古屋市瑞穂区の品位を傷つけ正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れのあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (5) 借用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) その他、管理者が着ぐるみ使用について不適正と認めたとき

(貸出の承認)

第4条 管理者は借用者に対し、使用日の前日までに貸出承認を、瑞穂区マスコットキャラクター「みずほっぺ」着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）にて行う。

(貸出料)

第5条 貸出料は無料とする。

(借用上の遵守事項)

第6条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 瑞穂区マスコットキャラクター「みずほっぺ」着ぐるみ使用マニュアル及び第1号様式にある貸出条件を遵守し、適切に利用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 借用書の記載どおりに使用すること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (6) 足場の悪い状態での使用は避けること
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(貸出の承認の取り消し)

第7条 管理者は、借用者が第3条及び前条に定める事項を遵守しなかった時は、その貸出の承認を取り消し、直ちに「着ぐるみ」を返却させるとともに、その借用者への貸出は今後一切行わないことができる。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第9条 着ぐるみが著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、借用の申し込みがあった場合においても、貸出を中止する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。